

## 第2章 環境保全の歩み

日本の公害の歴史は、明治11年、足尾銅山の開発で発生した鉱山排水による渡良瀬川の汚染事件から始まります。この事件は、日本の「公害の原点」ともいわれ、当時、社会的に大きな問題となりながらも、積極的な対策が講じられることなく昭和30年代後半まで続きました。その間、有名な4大公害病である水俣病、第二水俣病（新潟水俣病）、イタイイタイ病、四日市ぜんそくなどの公害事件が次々と発生しました。

戦後の経済復興や昭和30年代の高度成長と産業構造の近代化に伴って生じた公害問題に対処するため、国においては、水質汚濁防止のために「公共用水域の水質の保全に関する法律（昭和33年）」と「工場排水等の規制に関する法律（昭和33年）」が、大気汚染防止のために「ばい煙の排出の規制等に関する法律（昭和37年）」が制定されましたが、これら対処療法的な個別の規制では不十分であり、公害対策を総合的に推進することを目的として、昭和42年に「公害対策基本法」が制定されました。さらに、昭和45年末のいわゆる「公害国会」において、公害対策基本法の一部改正を含む「水質汚濁防止法」など公害14法が整備され、国民の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで必要な法体系が整備されるとともに、昭和46年には環境庁が新設され、環境行政が総合的に推進されることになりました。

その後、社会情勢や生活様式の変化に伴い、公害・環境問題も、産業型公害から自動車交通公害などの都市・生活型公害のウエイトが高まるとともに、地球の温暖化や酸性雨など地球規模にまで広がり、将来の世代にも影響を及ぼす問題となってきました。このような変化に的確に対応するため、平成5年に「公害対策基本法」に代わって「環境基本法」が制定され、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」、平成14年に「土壤汚染対策法」が制定されました。

また、平成13年1月の中央省庁再編により、環境庁は新たに環境省として発足しています。

大阪府においても、昭和25年に「大阪府事業場公害防止条例」が制定されたのを初め、昭和44年には「大阪府公害防止条例」の制定や公害行政組織の整備などが行われ、平成6年3月には「大阪府環境基本条例」が制定され、それまでの「大阪府公害防止条例」を「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に改定し、平成15年には土壤汚染についても規制対象に追加されました。

豊中市でも、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」及び「騒音規制法」などの公害関係法令や「大阪府公害防止条例」に基づく規制権限の一部を受任し、さらに、法律や府条例を補完するため、昭和48年に特定工場等に関する許可制などを取り入れた「豊中市環境基本条例」を制定し、公害のない住みよい豊中の実現をめざしました。さらに、平成4年には、「環境管理基本方針」とそれを具体化した「環境配慮指針」を策定し、「人間と自然が共存し、快適で人と環境にやさしい都市(まち)・豊中」を望ましい環境像とし、市民・事業者・市が協働してよりよい環境づくりに取り組んできました。

また、平成7年10月には、「豊中市環境基本条例」を制定し、環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境づくりに取り組んできました。

さらに、平成11年3月に「豊中市環境基本条例」に基づき、「豊中市環境基本計画」を、平成13年10月には「豊中市地球温暖化対策実行計画」を策定し、行政のあらゆる分野で環境の保全及び創造に努めています。

その後、自動車公害対策の一つとして、平成14年に策定した「豊中市公用車の低公害車導入アクション

プラン」に基づき、電気自動車、天然ガス自動車、ガソリンと電気のハイブリッド自動車、超低排出ガスかつ低燃費自動車の低公害車の導入を図ってきました。

平成23年2月に「第2次豊中市環境基本計画」を策定し、平成29年12月に策定された「第4次豊中市総合計画」との計画年次の整合性を図るために平成30年3月に「第3次豊中市環境基本計画」へと改定しました。

また、「豊中市環境保全条例」は、「豊中市環境基本条例」などとの整合性を図るため、平成17年3月に「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」として全面改正しました。

平成30年3月には、「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」全面改正から10年以上が経過し、その間に、公害関係法令に基づく規制強化や、中核市への移行に伴う公害関係法令及び大阪府の関係条例の権限移譲・委任が完了したことから、特定工場等許可制度の廃止や電波障害の防止の規定の廃止等を行うとともに、今後、石綿含有建材を使用した建築物の解体等工事の急増が予想されることから、危惧される石綿（アスベスト）飛散防止のための規制を強化するため、解体等工事に係る石綿に関する届出制度を新設する「豊中市環境の保全等の推進に関する条例」の一部改正を行いました。

公害行政組織については、昭和43年4月に企画部公害対策課を設置し、組織再編により昭和49年9月には公害対策部を設置し、平成3年5月には公害対策課を環境対策課に改称しました。平成6年9月に公害対策部を生活環境部に改称するとともに公害課と環境課を設置し、平成11年4月には環境保全課と環境企画課に、さらに、平成15年4月には生活環境部を環境部に、環境企画課を環境政策課に改称しました。その後、平成17年4月には環境政策課と環境保全課を一体化し、環境政策室に再編成するとともに、チーム制の導入を図り、また、平成21年4月にはグループ制の導入も行いましたが、平成27年4月にチーム制、グループ制を廃止し、環境政策室を環境政策課に再編しました。

公害測定体制については、昭和47年4月に公害研究室を野田に開設し、平成11年4月に公害検査室（機構改革に伴い、平成17年3月に廃止）と改称しました。大気汚染常時監視については、昭和47年度に野田局、昭和49年度に千里局と千成局を設置し、平成2年4月には昭和47年度に設置された市役所局が府から移管され、順次整備してきました。なお、平成20年度当初に、大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準（大気汚染防止法第22条の規定）に基づき、野田局を廃止しました。また、昭和62年4月には大気汚染状況を広く市民に情報提供するため、市役所前に大気汚染状況デジタル表示盤を設置しましたが、平成25年8月には情報提供の多様化等により、廃止撤去しました。その代替としては、平成26年2月よりインターネット上に「豊中市の大気環境情報」のページを立ち上げ、現在の大気汚染状況が数字やグラフで確認できるようにするとともに、大阪府が発令する光化学スモッグ注意報やPM2.5に関する注意喚起等についても容易に確認できるようになりました。

平成24年4月には、特例市から中核市への移行に伴い、大阪版地方分権制度の導入とも相まって、公害対策業務が拡充しました。具体的には、中核市関連では、大気汚染防止法等の届出受付などの事務取扱が従来の事業場に加え工場にまで拡大したほか、ダイオキシン類対策特別措置法に係る業務として大気・水質・土壌についての常時監視や特定施設の設置の届出受理などの事務が、また、瀬戸内海環境保全特別措置法に係る業務として特定施設の設置許可・届出受理などの事務が追加されました。さらに、大阪版地方分権制度関連では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく深夜営業の規制業務や、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」におけるPRTTR制度に基づき、事業者から届出された届出書の受付、受理、国への送付事務なども加わりました。